

柏市行政不服及び情報公開・ 個人情報保護審議会事務の手引

柏 市

目 次

I 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の解釈と運用基準

第1条（設置等）	1
第2条（所掌事務）	2
第3条（組織）	4
第4条（委員）	4
第5条（会長及び副会長）	4
第6条（部会）	5
第6条の2（合議体）	5
第7条（議事）	5
第7条の2（第2条第1号に掲げる調査審議）	6
第8条（審議会の調査権限）	8
第9条（意見の陳述）	11
第10条（意見書等の提出）	13
第11条（提出資料等の閲覧等）	14
第12条（審査請求に係る事件の答申書の送付等）	17
第13条（意見の聴取等）	18
第14条（審議会の会議の公開）	19
第15条（委任）	20
第16条（罰則）	21
附則	22

II 条例，規則等

1 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例	24
2 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則	32
3 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領	34
4 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務処理基準	38

III 資料

1 柏市情報公開条例又は柏市個人情報保護条例の規定による審査請求があつた場合の事務の流れ①及び②	45
2 行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に係る審査請求があつた場合の事務の流れ①及び②	47
3 審議会様式例	49

第1条（設置等）

第1条 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関とする。

【趣旨】

本条は、行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会の設置の根拠規定であると同時に、その目的及び性格を定めるものである。

【解釈及び運用】

- ① 審議会は、柏市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び柏市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正な運用を図るために、第三者的な立場から調査審議を行う市長の附属機関として設置するものである。
- ② 審議会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長だけでなく、市長以外の実施機関からの諮問にも応じて調査審議を行うものである。
- ③ 審議会は、行政不服審査法（以下「行審法」という。）の規定によりその権限を属させられた事項を処理するための機関の性格を併せもつものである。

第2条（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第19条第1項又は柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第47条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 柏市個人情報保護条例に基づきその権限に属させられた事項について調査審議すること。
- (3) 柏市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「情報公開実施機関」という。）の諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について又は柏市個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「個人情報保護実施機関」という。）の諮問に応じ個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議すること。
- (4) 本市の機関の諮問に応じ特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱い及び当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることについて調査審議すること。
- (5) 前各号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について情報公開実施機関に、個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について個人情報保護実施機関に、特定個人情報保護評価の実施に関する重要な事項について本市の機関に意見を述べること。
- (6) 行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

【趣旨】

本条は、審議会の所掌する事務について定めるものであり、公開条例、保護条例及び行審法に基づき審議会の権限とされた事項について調査審議するほか、情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護評価に関する重要な事項について建議できることを明らかにするものである。

【解釈及び運用】

- ① 審議会の所掌事務は、公開条例若しくは保護条例に基づく開示請求等に対して実施機関が行った決定等又はその他行政庁の処分等に係る審査請求について調査審議する救済機関としての機能と、情報公開制度、個人情報保護制度等の運営に関する事項を審議する運営審議機関としての機能を持つものである。
- ② 第1号は、公開条例又は保護条例の規定による実施機関の諮問に応じ開示決定等に対する審査請求について調査審議を行うこととし、審査請求人の救済機関としての機能を明らかにするものである。
- ③ 「柏市個人情報保護条例に基づきその権限に属させられた事項」（第2号）とは、次の事項である。

- ア 保護条例第5条第2項第9号の規定による本人収集の原則の例外の場合に意見を述べること。
- イ 保護条例第5条第3項の規定による思想、信条等の情報の収集制限の例外の場合に意見を述べること。
- ウ 保護条例第11条第3項の規定による保有個人情報の提供の制限の例外の場合に意見を述べ、又は同条第4項の規定による保有個人情報の目的外利用若しくは提供の制限の例外の場合に報告を受けて意見を述べること。
- エ 保護条例第12条第1項の規定によるオンライン結合を行う場合に意見を述べ、又は同条第2項の規定による報告を受けて意見を述べること。
- オ 保護条例第15条第1項の規定による個人情報取扱事務の届出事項の報告を受けて意見を述べること。
- ④ 「実施機関（以下「情報公開実施機関」という。）の諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について又は……実施機関（以下「個人情報保護実施機関」という。）の諮問に応じ個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議する」（第3号）とは、公開条例及び保護条例に規定されていない事項であっても、実施機関が必要に応じて諮問を行った両制度の重要な事項について、調査審議することを明確にするものである。例えば、制度の改正に関することや、重要な判例が出され、不開示基準の解釈運用を変更することの適否に関することについて諮問をし、意見を求めることなどが考えられる。
- ⑤ 「特定個人情報ファイルの取扱い及び当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることについて調査審議する」（第4号）とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び特定個人情報保護評価に関する規則において地方公共団体に実施が義務付けられている特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに係る第三者点検について、審議会が行うことを明確にするものである。
- ⑥ 「情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について情報公開実施機関に、個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について個人情報保護実施機関に、特定個人情報保護評価の実施に関する重要な事項について本市の機関に意見を述べること」（第5号）とは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報公開の総合的な推進、実施機関の個人情報の適正な取扱い、特定個人情報保護評価方法の基本的な改善、特定個人情報ファイルの適正な取扱いなどを図るために必要な事項について、実施機関や本市の機関から諮問を受けない場合であっても、実施機関又は本市の機関に対し、これらの事項に関して自主的に意見を述べる権限、いわゆる「建議」をすることができるという意味である。
- ⑦ 第6号は、行審法の規定による審査庁の諮問に応じ審査請求について調査審議を行うこととし、全部改正された行審法に導入された裁決の公正性の向上を図るための諮問機関（第三者機関）としての役割を明らかにするものである。

第3条（組織）

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

第4条（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【趣旨】

第3条から第5条までは、審議会の組織、委員及び職制について定めるものである。

【解釈及び運用】

- ① 第3条は、委員の定数の上限を定めるものである。審査請求の件数その他の審議事項の多寡に応じて、適宜の人数を委嘱する必要がある。
- ② 第4条第1項は、委員の資格について定めるものである。「委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する」こととしているが、第2条第1号及び第6号の規定による審査請求の調査審議においては法令の条文に則した検討が必要となるため、委員には、公開条例、保護条例その他の法令について法的な視点から解釈・判断ができる法律に関する専門知識を有する者を一定数充てる必要がある。また、保護条例に基づき、実施機関の個人情報の適正な取扱いを図るために、提供の制限の例外、オンライン結合を行う場合に意見を述べるためには、個人情報の保護のために安全性が確保されているかコンピューター等について技術的な観点から判断ができる専門的知識を有する者を充てる必要がある。
- ③ 第4条第4項は、委員の守秘義務について定めるものである。市長の附属機関である審議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、特別職に該当することから、同法第34条の守秘義務を負わないが、審議会の機能、権限にかんがみ、本条により守秘義務を負うこととしている。「職務上知ることができた秘密」とは、個人情報に係る秘密に限らず、その他の行政情報に関する秘密に属するものも含むものである。委員がこの守秘義務に違反した場合、第16条の規定により刑罰が課されることとなる。

第6条（部会）

第6条 審議会は、その所掌事務（第2条第6号に掲げる所掌事務を除く。）を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

第6条の2（合議体）

第6条の2 審議会は、第2条第6号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する委員3人をもって構成する合議体を置くことができる。

- 2 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、合議体について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「部会長」とあるのは、「審査長」と読み替えるものとする。

第7条（議事）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事（第2条第2号から第5号までの規定に係るものに限る。）に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。
- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。
- 6 前各項の規定は部会の議事について、第1項から第3項までの規定は合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、合議体の議事について準用するときは、第2項中「の半数以上」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。

第7条の2（第2条第1号に掲げる調査審議）

第7条の2 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審議会（第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては、部会。次条から第11条までにおいて同じ。）の調査権限及び調査審議の手続は、次条から第12条までに定めるところによる。

【趣旨】

第6条から第7条の2までは、部会及び合議体の設置並びに審議会の議事について定めるものである。

【解釈及び運用】

① 第6条は、調査審議事項の件数や内容に応じて適正かつ効率的な運営を図るため、審議会は、必要に応じて所掌事務（第2条第6号に掲げる所掌事務を除く。）を分掌する部会を置くことができることとするものであり、その場合の部会の会議運営の基本的事項及び議事決定の効果を定めるものである。

部会は、指名する委員5人以上をもって構成され、必要性に応じて設置するものであり、必ずしも常設の部会を置くことを意味するものではない。

② 第6条の2は、第2条第6号に掲げる所掌事務を公正かつ迅速に調査審議するため、当該所掌事務を分掌する合議体を置くことができることとするものであり、その場合の合議体の会議運営の基本的事項及び議事決定の効果を定めるものである。

合議体は、指名する委員3人をもって構成され、第2条第6号に掲げる所掌事務については、原則として合議体において調査審議するものとする。

③ 第7条は、審議会の会議運営の基本的事項を定めるものであり、審議会の運営に関し必要な事項の細目については、市長の附属機関として設置するものであることから、第15条で市長が別に定めることとしている。

④ 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条では、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る調査審議又は建議に参加することができないこととしている。これは、審議会の調査審議は、第三者的な立場で公正中立に行われる必要があることから、特別の利害関係を有する委員について除斥しようとするものである。

⑤ 施行規則第3条第1項では、審議会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の併合又は分離をすることができることとしている。これは、同種の処分に係る審査請求など、類似の案件について個別に調査審議を行うのではなく、併合して調査審議を行い、調査審議の迅速化、効率化を図ろうとするものである。

⑥ 第7条の2は、第2条第1号に掲げる所掌事務である公開条例又は保護条例の規定による実施機関の諮問に応じ開示決定等に対する審査請求について調査審議する場合の審議会（部会に所掌事務を分掌させる場合は部会）の調査権限及び調査

審議の手續は、第8条から第12条までに定めるところによることを明らかにするものである。また、第2条第6号に掲げる行審法の規定による行政庁の処分等に係る審査請求に係る調査審議には、第8条から第12条までの規定は適用しないことを確認するものでもある。

なお、第2条第6号に掲げる行審法の規定による行政庁の処分等に係る審査請求について調査審議する場合の調査権限及び調査審議の手續は、行審法第81条に定めるところによる。

第8条（審議会の調査権限）

- 第8条 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等（柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等（以下「情報開示決定等」という。）をした情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等、同条例第36条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第44条第1項に規定する利用停止決定等（以下「個人情報開示等決定等」という。）をした個人情報保護実施機関又は柏市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為（当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。）に係る情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第52条に規定する開示請求等に係る不作為（当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。）に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。）に対し、情報開示決定等に係る公文書（柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報（柏市個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 処分庁等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等に対し、情報開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は処分庁等（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審議会が適切な判断を行えるようにするために、調査審議に必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限について定めるものである。

【解釈及び運用】

① 第1項関係

本項は、いわゆるインカメラ審理手続を定めるものである。インカメラ審理とは、審議会が処分庁等の行った開示決定等について迅速かつ的確に判断するために、審議会の委員が、情報開示決定等に係る公文書又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報（以下「対象公文書等」という。）を実際に見分して、不開示等の判

断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて、審理する仕組みである。

「必要があると認めるとき」とは、対象公文書等に記録されている情報の性質、事務の目的等に照らし、審議会が当該対象公文書等を実際に見分しないことにより生じる適切な判断の困難性等の不利益と、当該対象公文書等を審議会に提示することにより生じる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要であると認められる場合をいうものである。

対象公文書等の中には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきではないものなど、その情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものがある。このような場合、処分庁等は施行規則第4条第1項の規定により、その旨の申出をすることができることとされており、審議会は、この申出があった場合において、対象公文書等についてインカメラ審理をしようとするときは、同条第2項の規定により当該処分庁等に意見を聴いた上で、インカメラ審理の必要性を慎重に判断することが求められるものである。

「何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない」とは、審議会は、地方自治法第138条の4第3項の市長の附属機関として置かれる機関であるから、審議会の委員又は事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、審議会の委員又は事務局の職員が組織的に用いるものとして、審議会が保有しているものは、公文書に該当する。したがって、審議会が、インカメラ審理のために、対象公文書等を提示させた場合、当該対象公文書等は、審議会が保有する公文書としても公開条例の対象になる。そのため、審議会に対して、インカメラ審理の目的で提示された対象公文書等に対して開示請求がなされることが考えられる。本項後段は、このような場合を想定した上で、これに対する対応として、調査審議の公正を図るために審議会に提示された対象公文書等については、開示請求できないことを明記するものである。

② 第2項関係

第1項に定める審議会からの対象公文書等の提示の求めは、当該対象公文書等を提示した場合と提示しない場合のそれぞれの不利益を比較衡量した上でなされるものであることから、当該求めがあったときは、処分庁等はこれを拒むことができないこととするものである。したがって、法令又は条例の規定により第三者への公開が禁止されている情報等が記録されている場合には、処分庁等はその旨を記載した意見書等を審議会に提出することにより、審議会の適切な判断を求める必要がある。

③ 第3項関係

対象公文書等が大量であり、複数の不開示情報が複雑に関係する事案の審議では、調査審議を促進するためには、審議会が当該事案の概要や争点を把握することが必要である。このため、本項は、審議会の指定する方法により対象公文書等の内

容を分類し、又は整理した資料、いわゆるヴォーン・インデックスの作成及び提出を求めることができることを定めるものである。本項は、第1項と異なり、審議会の求めに対して処分庁等が作成及び提出を拒否することが禁じられていないが、このことは、処分庁等が審議会の求めを拒否できることを意味するものではない。処分庁等は、審議会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認める場合には、当然これに応じなければならない。

④ 第4項関係

本項は、第1項及び第3項に定めるもののほか、審査関係人に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることの権限が審議会にあることを定めるものである。

「適当と認める者にその知っている事実を陳述させること」とは、審査関係人以外の第三者に、その者が直接見聞した事実を陳述させることをいい、当該第三者の意見を陳述させることではない。

「その他必要な調査」とは、処分庁等に対する口頭での説明要求、物件の提出要求、検証、審査請求人又は参加人への質問等をいう。

第9条（意見の陳述）

第9条 審議会は、審査請求人又は参加人から申出があったときは、当該申出をした者（以下「申出人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、申出人から特に求めがあったときは、審議会が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集してさせることができる。この場合において、申出人は、審議会の承認を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

3 口頭意見陳述において、申出人は、審議会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審議会は、申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるため、書面主義の例外として、審議会に対する口頭による意見陳述について定めるものである。

【解釈及び運用】

① 第8条から第11条までに定める審議会の調査審議の手続は、行審法の定める手続に付加されるものであることから、審査請求人及び参加人は、本条の規定により審議会に対して口頭で意見を述べること、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第31条第1項本文の規定により審査庁に対して口頭で意見を述べることのいずれか又は両方を選択することができるものである。

なお、本条第1項の意見陳述の申出及び同条第3項の補佐人帯同の申出は、施行規則第5条及び第6条の規定により、書面により行わなければならないものである。

② 第1項ただし書の規定は、審査請求人及び参加人の意見を全面的に認めるとき、同一の種類の対象公文書等の開示決定等の判断の先例が確立しているときなど、改めて審査請求人及び参加人から意見を聴く必要がないと認められる場合は、審議会は審査請求事案の迅速な解決と審議会全体の調査審議の効率性確保のため、これを聴かずに答申することができることを定めるものである。

③ 第2項は、審査請求人又は参加人から特に求めがあったときは、行審法に定める手続に準じ、第1項本文の規定による口頭での意見陳述を、審議会が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集してさせることができることとし、この場合において、申出人に処分庁等に対する質問を認めることとするものである。

「全ての審査関係人を招集して」とは、具体的には、申出人が出頭することが可

能な日時及び場所を指定して、全ての審査関係人に通知し、口頭意見陳述に出頭する機会を与えることを意味する。

「審議会の承認を得て」とは、質問が不当に多発され質問権が濫用されることで、審理に混乱を来すおそれが生じることのないようにするためであり、必要な場合には、承認を取り消すことができると考えられる。必要な場合としては、実際の質問の内容が審査請求事件に関係のない事項にわたる場合や、繰り返しとなる場合等が考えられる。

「審査請求に係る事件に関し」とは、質問は、「審査請求に係る事件に関し」認められるもので、処分についての審査請求の審理の対象である処分の違法又は不当の判断のために必要な事項に関しての質問は認められるが、それ以外の審理に不必要な質問は認められない。

- ④ 「補佐人」(第3項)とは、行審法第31条第3項に規定されている補佐人と同趣旨であり、審査請求事案についての専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助することができる第三者をいい、事実上の陳述に限らず、法律上の点についても陳述をすることができる。具体的には、審査請求人又は参加人が言語に障害を有する者や外国人である場合にその者の陳述を補佐する者であるとか、審査請求人又は参加人が法人である場合の会計等の具体的な事務担当者などが該当する。

なお、補佐人は、審査請求人又は参加人と共に出頭している場合において審査請求人又は参加人を補佐して発言できるとどまり、補佐人が単独で出頭し、あるいは審査請求人又は参加人の意思とは関係なく自らの判断により質問を発することはできないと考えられる。

- ⑤ 「審議会は…これを制限することができる」(第4項)とは、口頭意見陳述は、「審査請求に係る事件に関する意見」を口頭で主張する機会を保障するための手続であり、陳述の内容が事件に関係のない事項にわたる場合等にまで、その機会を保障するものではないと考えられる。また、迅速かつ充実した審理を実現する上からも、こうした場合には、審議会が陳述を制限することを認めるものである。

「事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合」とは、当該審査請求の事件と関係のない事項にわたる場合のほか、意見陳述の内容が繰り返しにすぎない場合や、その発言が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等をいう。

第10条（意見書等の提出）

第10条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査関係人が意見書等の提出権を有する旨を定めるとともに、その提出について一定の制限を課しているものである。

【解釈及び運用】

- ① 審査関係人に意見書又は資料の提出権を認めることは、これらの者の権利利益の保護に資するのみならず、審議会にとっても、判断資料を豊富にし、適正な調査審議に寄与することとなる。
- ② 「相当の期間」とは意見書又は資料を準備し提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。提出すべき期間を定めることは、調査審議がほぼ終結した段階で重要な意見書又は資料が提出されて、最初から議論をやり直す必要が生じることを避けるために行うものである。不当に短い期間を設定し、提出の機会を失った場合、審査請求の裁決の違法事由として争うことができるものであるから、社会通念上妥当な期間を設ける必要があるものである。

第11条 (提出資料等の閲覧等)

- 第11条 審査関係人は、審査請求に係る事件の調査審議が終結するまでの間、審議会に対し、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された書類等（以下「提出書類等」という。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審議会が別に定める方法により表示したものの閲覧）又は当該提出書類等の写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。この場合において、審議会は、提出書類等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、同項の規定による閲覧をさせることができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない。
- 5 市長は、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 第4項の手数料については、前2項に定めるもののほか、柏市行政不服審査法等手数料条例（平成27年柏市条例第46号）の例による。

【趣旨】

本条は、審査関係人に、審議会に提出された書類等の閲覧又は交付を求める権利（以下「閲覧等請求権」という。）を認めることを定めるものである。

【解釈及び運用】

① 第1項関係

「審議会に提出された書類等」とは、第8条第3項の規定により審議会が処分庁等に作成及び提出を求めた「資料」（いわゆるヴォーン・インデックス）、同条第4項の規定により審議会が審査関係人に提出を求めた「意見書又は資料」及び第10条の規定により審査関係人が提出した「意見書又は資料」を指す。

「閲覧」又は「交付」の求めは、施行規則第9条第1項の規定により書面によらなければならないものである。

「審議会が別に定める方法により表示したものの閲覧」とは、具体的な方法については、審議会の裁量に委ねられることとなるが、例えば、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定のアプリケーションを用いて端末の画面に表示し、又は用紙に出力し、その画面又は出力した書面を閲覧させることが考えられる。

審議会が閲覧・交付を拒むことができるのは、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」である。ここでいう第三者は、審議会に提出された書類等にその情報が含まれる第三者であり、対象公文書等に情報が含まれている第三者と同一であるとは限らない。

「第三者の利益を害する」とは、例えば、プライバシーを侵害したり、営業上の秘密を侵害したりする場合であり、「その他正当な理由があるとき」とは、行政機関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合のほか、閲覧又は交付の求めが権利濫用の場合も含まれる。

本条の閲覧等請求権は、調査審議の手續における審査関係人の適切な主張・立証の便宜のために認められているものであるから、審議会の調査審議終結後は、閲覧を求めることはできない。

② 第2項関係

提出書類等を閲覧又は交付することにより第三者の利益を害するおそれがあるか否かについて、審議会が適切に判断することができるようにするため、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴くこととするものである。

「前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするとき」とは、審議会が、第1項の規定による閲覧又は交付を認めようとするときを意味する。したがって、審議会が、閲覧又は交付を拒む正当な理由があると認め、閲覧又は交付を拒もうとするときは、意見を聴くことを要しない。

「提出人の意見を聴くものとする」については、この意見の聴取は、あくまで、閲覧又は交付を拒む正当な理由があるか否かについて審議会が適切に判断できるようにするために行うものであり、審議会は提出者の意見に拘束されるものではない。

「ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない」とは、閲覧又は交付を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聴くまでもなく、閲覧又は交付の求めに対する判断が可能であり、審議会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととするものである。

③ 第3項関係

閲覧の日時及び場所の指定については、社会通念上、合理的な日時及び場所が指定されるべきであり、具体的な事案に応じて審議会が判断することになる。

「提出書類等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき」とは、原本が貴重なものであったり、痛みが激しい等の理由により、そのまま閲覧に供すると提出書類等の保存に支障がある場合等をいう。

「その他正当な理由があるとき」とは、原本を処分庁等が事務事業に使用する必要がある場合、当該提出書類等に第三者の利益を害するおそれその他正当な理由のある情報があり、当該情報を除く必要がある場合などをいう。

④ 第4項関係

「第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない」とは、手数料の納付を要するのは、写し又は書面の交付を受ける場合に限るものとし、交付を受ける審査請求人又は参加人が手数料を納めなければならないことを定めるものである。したがって、閲覧の場合には、手数料の納付を要しない。

⑤ 第5項関係

写し又は書面の交付を求める審査請求人又は参加人の経済的な理由や何らかの特別な理由により、第4項に規定する手数料の負担を求めることが不適切な場合が考えられることから、行審法の規定に準じ、手数料を減額し、又は免除することができることとするものである。

⑥ 第6項関係

第4項の手数料の詳細については、第4項及び第5項に定めるもののほか、柏市行政不服審査法等手数料条例の例によることとするものである。

○行政不服審査法等手数料条例（平成27年柏市条例第46号）

（名称及び金額）

第2条 手数料の名称及び金額は、別表に定めるところによる。

（納付の時期及び方法）

第3条 手数料の納付は、提出書類等の交付を受けるまでに行わなければならない。

2 手数料の納付は、現金又は定額小為替証書により行わなければならない。

（減免）

第4条 手数料を減額し、又は免除することができる場合は、手数料を納付しなければならない者が次の各号のいずれかに該当する者である場合とする。

(1) 生活保護法（昭和26年法律第144号）に基づく被保護者

(2) 被災証明書等により災害を受けたことことを公的に証明された者で、手数料を全額納付することが困難なもの

(3) その他特に必要があると認められる者

2 前項の場合において手数料の減額又は免除を受けようとする者は、提出書類等の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を、当該理由を証明する書面を添付して提出しなければならない。

（返還）

第5条 既に納付した手数料は、返還しない。

別表（第2条）

名称	区分	金額
提出書類等交付 手数料	ア 単色（黒）刷り	1枚につき 10円
	イ ア以外	1枚につき 20円

備考1 日本工業規格A列3番を超える大きさの場合は、当該A列3番の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。

2 用紙の両面に複写又は印刷をするときは、片面を1枚として額を算定する。

第12条（審査請求に係る事件の答申書の送付等）

第12条 審議会は、第2条第1号に規定する諮問について答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査請求に係る事件について審議会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、審議会の説明責任の観点から答申の内容を一般に公表すべきことを定めるものである。

【解釈及び運用】

- ① 本条により、審議会は、審査請求人及び参加人に対して答申書の写しを送付することを、また、一般に答申の内容を公表することを、それぞれ義務づけられる。審査請求人及び参加人が審査請求に対する裁決に不服があり、訴訟を提起する場合においては、審議会の答申が非常に有用な資料となることから、これらの者の便宜を図るため、答申書の写しを送付することとするものである。
- ② 公表の対象を答申書自体ではなく、「答申の内容」としたのは、答申の中に、審査請求人や参加人の氏名・住所等、公表することが不適当なものが含まれているからである。
- ③ 答申書の送付・答申内容の公表の時期については、本条には明記されていないが、第三者的な不服審査の救済機関としての審議会の性格、審査請求人が審査庁の裁決の日まで答申の存在を知らなかったということがないようにすべきこと、裁決を不服とする訴訟提起のための資料の提供などの点を考えると、答申日若しくは答申日から遅滞なく、送付や公表が行われることが望ましい。

第13条（意見の聴取等）

第13条 審議会（第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては、部会）は、第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件以外の事案について、必要があると認めるときは、専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、審査請求に係る事件の調査審議以外の場合においても、専門的事項に関し学識経験者、市職員等から、その説明又は意見を聴くことができることを定めるものである。

【解釈及び運用】

審議会は、審査請求に係る事件に関しては、第8条第4項の規定により「適当と認める者にその知っている事実を陳述」させることができるが、それ以外の事案に関しても、個人情報 の適正な取扱いの確保等のために、コンピューター等の技術的な見地からの意見を聴くことができることとするものである。

第14条（審議会の会議の公開）

第14条 審議会（第6条第1項の規定により置かれる部会又は第6条の2第1項の規定により置かれる合議体に所掌事務を分掌させる場合にあつては、それぞれ部会又は合議体）は、その会議を公開するものとする。ただし、柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議並びに第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件の諮問についての調査審議を行う会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。

【趣旨】

本条は、審議会の審議の中立性及び客観性を確保するために、審議会の会議は、原則として公開することを定めるものである。

【解釈及び運用】

「不開示情報が含まれる事項についての調査審議並びに第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件の諮問についての調査審議を行う会議」を公開すると、結果的に不開示情報を開示することとなり、個人や法人等の利益を侵害することとなるため、その場合の会議は公開しないことができることとするものである。

なお、審査請求に係る事件についての調査審議を行う場合であっても、審査請求人又は参加人の意見陳述の部分は、審査請求人又は参加人が公開することを望む場合には、公開して支障がないと考えられることから、当該部分は会議を公開するものとする。

第15条（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、委員の除斥、手続の併合又は分離、意見陳述の申出など、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めることとするものである。

【解釈と運用】

① 審議会は、市長以外の実施機関からの諮問を受けて調査審議を行うが、市長の附属機関として設置するものである。そのため、この条例の施行のために必要な事項については、市長が別に定めることとするものである。

定める事項としては、委員の除斥、手続の併合又は分離、意見陳述の申出の方法、補佐人帯同の申出の方法などがある。

② 審議会は、公開条例若しくは保護条例又は行審法の規定による審査請求における救済機関としての機能と、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項を審議する運営審議機関としての機能を有するものであり、公平かつ中立な第三者的な立場で調査審議が行われる必要がある。

このことから、傍聴者の取扱い、審議会の運営、議事の方法などの細目的事項については、市長が定める規則でさらに審議会自身で決定していくことを予定している。

第16条（罰則）

第16条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審議会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

【解釈及び運用】

審議会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法第34条に規定する守秘義務規定は適用されない。

しかし、審議会には、開示決定等について審査請求があった場合に、処分庁等が行った決定の適否を調査審議するため、対象公文書等を知ることとなるインカメラ審理を行う（第8条第1項）権限があるほか、調査審議の過程において個人情報を始めとして不開示に該当する情報に接する機会が高いと考えられる。このため、一般職の職員と同様に、個人情報のほか、秘密に属する情報を知り得る立場にあるため、第4条第4項で委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科することとすることにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものである。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、柏市個人情報保護条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の柏市情報公開条例第23条第1項の規定により委嘱された柏市情報公開審査会の委員である者及びこの条例の施行の際現に柏市個人情報保護条例による改正前の柏市電子計算機処理に係る個人情報保護条例（平成元年柏市条例第7号）第16条第3項の規定により委嘱された柏市個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年10月31日までとする。
- 3 この条例の施行前に柏市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について柏市情報公開審査会がした調査審議の手続は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 4 この条例の施行前に柏市個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について柏市個人情報保護審議会がした調査審議の手続は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 柏市情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、次項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(柏市情報公開条例の一部改正)

- 6 柏市情報公開条例の一部を次のように改正する。

以下略

(沼南町との合併に伴う経過措置)

- 7 平成17年3月28日（以下「沼南町との合併日」という。）前に沼南町情報公開審査会にされた諮問（沼南町情報公開条例（平成10年沼南町条例第21号）第12条の規定による諮問をいう。）で沼南町との合併日の前日までに当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について沼南町情報公開審査会がした調査審議の手続は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 8 沼南町との合併日前に沼南町個人情報保護審査会にされた諮問（沼南町個人情報保護条例（平成11年沼南町条例第14号）第20条の規定による諮問をい

う。)で沼南町との合併日の前日までに当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について沼南町個人情報保護審査会がした調査審議の手続は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。

9 沼南町との合併日の前日に沼南町情報公開審査会又は沼南町個人情報保護審査会の委員であった者のうち沼南町との合併日に柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員に委嘱されるもの(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年10月31日までとする。

10 沼南町情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、沼南町との合併日以後も、沼南町情報公開条例の例による。

11 沼南町個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、沼南町との合併日以後も、沼南町個人情報保護条例の例による。

【趣旨】

この条例の施行に必要な施行期日及び経過措置を定め、情報公開審査会と個人情報保護審議会との統合に伴う柏市情報公開条例の一部改正を定めるものである。

【解釈及び運用】

① 第1項は施行期日を定めるものである。この条例は、柏市個人情報保護条例と同日から施行することとするものである。

② 第2項から第5項までは、柏市情報公開条例に基づく柏市情報公開審査会の委員と柏市電子計算機処理に係る個人情報保護条例に基づく柏市個人情報保護審議会の委員の身分、これらの条例による各種の手続、処分、行為等について新条例の適用関係を明確にするものである。

なお、第5項では、柏市情報公開審査会の委員の守秘義務の経過措置だけを定めているが、これは第6項で情報公開条例の一部改正を行うことにより、情報公開審査会の関連規定を削除することから、この条例で経過措置を定めているものである。なお、柏市個人情報保護審議会の委員の守秘義務については、柏市個人情報保護条例の附則で経過措置を定めている。

③ 第6項は、この条例で審議会の設置、委員、調査審議の手続、権限を定めたことにより、情報公開条例で定めている情報公開審査会についての規定が不要となったことから、情報公開条例の一部改正を行うものである。

④ 第7項から第11項までは、平成17年3月28日の沼南町との合併に伴う、経過措置を定めているものである。

○柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例

平成16年6月30日

条例第12号

改正 平成17年3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第34号

平成27年12月21日条例第41号

[題名改正]

令和2年6月26日条例第30号

(設置等)

第1条 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平26条例34・平27条例41・一部改正)

2 審議会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関とする。

(平27条例41・追加)

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第19条第1項又は柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第47条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 柏市個人情報保護条例に基づきその権限に属させられた事項について調査審議すること。
- (3) 柏市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「情報公開実施機関」という。)の諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について又は柏市個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「個人情報保護実施機関」という。)の諮問に応じ個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議すること。
- (4) 本市の機関の諮問に応じ特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱い及び当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることについて調査審議すること。
- (5) 前各号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について情報公開実施機関に、個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について個人情報保護実施機関に、特定個人情報保護評価の実施に関する重要な事項について本市の機関に意見を述べること。
- (6) 行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(平26条例34・平27条例41・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務（第2条第6号に掲げる所掌事務を除く。）を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。

(平27条例41・一部改正)

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(合議体)

第6条の2 審議会は、第2条第6号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する委員3人をもって構成する合議体を置くことができる。

2 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、合議体について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「部会長」とあるのは、「審査長」と読み替えるものとする。

(平27条例41・追加)

(議事)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事（第2条第2号から第5号までの規定に係るものに限る。）に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

6 前各項の規定は部会の議事について、第1項から第3項までの規定は合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、合議体の議事について準用するとき

は、第2項中「の半数以上」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。

(平27条例41・令2条例30・一部改正)

(第2条第1号に掲げる調査審議)

第7条の2 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては、部会。次条から第11条までにおいて同じ。)の調査権限及び調査審議の手続は、次条から第12条までに定めるところによる。

(平27条例41・追加)

(審議会の調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等(柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。))をした情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等、同条例第36条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第44条第1項に規定する利用停止決定等(以下「個人情報開示等決定等」という。))をした個人情報保護実施機関又は柏市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為(当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第52条に規定する開示請求等に係る不作為(当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。)に対し、情報開示決定等に係る公文書(柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報(柏市個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(平27条例41・一部改正)

2 処分庁等は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

(平27条例41・一部改正)

3 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等に対し、情報開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(平27条例41・一部改正)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は処分庁等(以下「審査関係人」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平27条例41・一部改正)

(意見の陳述)

第9条 審議会は、審査請求人又は参加人から申出があつたときは、当該申出をした者

(以下「申出人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平27条例41・一部改正)

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、申出人から特に求めがあったときは、審議会が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集してさせることができる。この場合において、申出人は、審議会の承認を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(平27条例41・追加)

- 3 口頭意見陳述において、申出人は、審議会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平27条例41・繰下・一部改正)

- 4 口頭意見陳述において、審議会は、申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(平27条例41・追加)

(意見書等の提出)

第10条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平27条例41・一部改正)

(提出資料等の閲覧等)

第11条 審査関係人は、審査請求に係る事件の調査審議が終結するまでの間、審議会に対し、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された書類等(以下「提出書類等」という。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審議会が別に定める方法により表示したものの閲覧)又は当該提出書類等の写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

(平27条例41・一部改正)

- 2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平27条例41・追加)

- 3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。この場合において、審議会は、提出書類等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、同項の規定による閲覧をさせることができる。

(平27条例41・繰下・一部改正)

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない。

(平27条例41・追加)

5 市長は、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(平27条例41・追加)

6 第4項の手数料については、前2項に定めるもののほか、柏市行政不服審査法等手数料条例(平成27年柏市条例第46号)の例による。

(平27条例41・追加)

(審査請求に係る事件の答申書の送付等)

第12条 審議会は、第2条第1号に規定する諮問について答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平27条例41・一部改正)

(意見の聴取等)

第13条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては、部会)は、第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件以外の事案について、必要があると認めるときは、専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平27条例41・一部改正)

(審議会の会議の公開)

第14条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会又は第6条の2第1項の規定により置かれる合議体に所掌事務を分掌させる場合にあつては、それぞれ部会又は合議体)は、その会議を公開するものとする。ただし、柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議並びに第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件の諮問についての調査審議を行う会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。

(平27条例41・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第16条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、柏市個人情報保護条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の柏市情報公開条例第23条第1項の規定により委嘱された柏市情報公開審査会の委員である者及びこの条例の施行の際現に柏市個人情報保護条例による改正前の柏市電子計算機処理に係る個人情報保護条例(平成元年柏市条例第7号)第16条第3項の規定により委嘱された柏市個人情報

保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年10月31日までとする。

- 3 この条例の施行前に柏市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について柏市情報公開審査会がした調査審議の手続は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 4 この条例の施行前に柏市個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について柏市個人情報保護審議会がした調査審議の手続は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 柏市情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、次項の規定の施行後も、なお従前の例による。
(柏市情報公開条例の一部改正)

- 6 柏市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 柏市情報公開審査会（第21条―第33条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第34条―第37条）

第5章 雑則（第38条―第41条）

」を

「第3章 情報公開の総合的な推進（第21条―第24条）

第4章 雑則（第25条―第28条）

」に改める。

第18条の見出し中「審査会」を「審議会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「柏市情報公開審査会」を「柏市情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第3章を削る。

第34条中「第2章」を「前章」に改め、第4章中同条を第21条とし、第35条から第37条までを13条ずつ繰り上げ、同章を第3章とする。

第5章中第38条を第25条とし、第39条から第41条までを13条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

- 7 平成17年3月28日(以下「沼南町との合併日」という。)前に沼南町情報公開審査会にされた諮問(沼南町情報公開条例(平成10年沼南町条例第21号)第12条の規定による諮問をいう。)で沼南町との合併日の前日までに当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について沼南町情報公開審査会がした調査審議の手続は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。

(平17条例20・追加)

- 8 沼南町との合併日前に沼南町個人情報保護審査会にされた諮問(沼南町個人情報保護条例(平成11年沼南町条例第14号)第20条の規定による諮問をいう。)で沼南町との合併日の前日までに当該諮問に対する答申がされていないものは柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について沼南町個人情報保護審査会がし

た調査審議の手續は柏市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手續とみなす。

(平17条例20・追加)

- 9 沼南町との合併日の前日に沼南町情報公開審査会又は沼南町個人情報保護審査会の委員であった者のうち沼南町との合併日に柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員に委嘱されるもの(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年10月31日までとする。

(平17条例20・追加)

- 10 沼南町情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、沼南町との合併日以後も、沼南町情報公開条例の例による。

(平17条例20・追加)

- 11 沼南町個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、沼南町との合併日以後も、沼南町個人情報保護条例の例による。

(平17条例20・追加)

附 則(平成17年条例第20号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成26年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第41号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による改正後の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例(以下「新条例」という。)第6条の2第1項の規定による合議体の委員の指名及びこれに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の柏市情報公開条例の規定、第2条の規定による改正後の柏市個人情報保護条例の規定及び新条例の規定は、行政不服審査法の施行の日以後の行政庁の処分又は同日以後にされる申請に係る行政庁の不作为に係る不服申立てについて適用し、同日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作为に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の柏市情報公開・個人情報保護審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により委嘱された柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、施行日をもって新条例第4条第1項の規定により柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項

の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された柏市情報公開・個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 5 施行日前に柏市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続は柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。

附 則（令和2年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

○柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則

平成16年12月1日

規則第53号

改正 平成27年12月21日規則第91号

[題名改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例(平成16年柏市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27規則91・一部改正)

(委員の除斥)

第2条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る調査審議又は建議(条例第2条第5号に規定する意見を述べることをいう。)に参加することができない。

(平27規則91・一部改正)

(手続の併合又は分離)

第3条 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

(平27規則91・一部改正)

2 審議会は、前項の規定により審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、条例第8条第4項に規定する審査関係人にその旨を書面により通知するものとする。

(平27規則91・一部改正)

(処分庁等の申出)

第4条 処分庁等(条例第8条第1項前段に規定する処分庁等をいう。以下同じ。)は、公文書(同項前段に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている情報又は保有個人情報(同項前段に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審議会(条例第6条第1項の規定により置かれる部会に調査審議をさせる場合にあつては、部会。以下この条、第6条及び第8条において同じ。)に対し、その旨の申出をすることができる。

(平27規則91・一部改正)

2 審議会は、前項に規定する申出を受けた場合において、条例第8条第1項前段の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該処分庁等の意見を聴くものとする。

(平27規則91・一部改正)

(意見の陳述)

第5条 条例第9条第1項本文の規定による意見の陳述に係る申出は、書面により行わなければならない。

(補佐人)

第6条 条例第9条第3項の規定により補佐人とともに出頭しようとする同条第1項に規定する申出人は、その旨並びに補佐人の氏名及び住所を書面により申し出なければならない。

い。審議会が同条第3項の規定により承認した補佐人を変更しようとするときも、同様とする。

(平27規則91・一部改正)

第7条 削除

(平27規則91・一部改正)

(陳述の秩序の維持)

第8条 審議会は、条例第9条第4項に定めるもののほか、意見の陳述に係る議事の秩序を維持するため、意見の陳述に係る議事を妨害し、又はその秩序を乱す者に対して退場を命じる等適当な措置を執ることができる。

(平27規則91・一部改正)

(提出資料等の閲覧等)

第9条 条例第11条第1項前段の規定による閲覧又は交付の求めは、書面により行わなければならない。

(平27規則91・一部改正)

2 条例第11条第1項前段に規定する交付を受ける審査請求人又は参加人は、同条第4項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、同条第1項前段に規定する提出書類等の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

(平27規則91・追加)

3 前項に規定する費用は、前納しなければならない。

(平27規則91・追加)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(柏市行政組織規則の一部改正)

2 柏市行政組織規則(平成13年柏市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項の表(情報政策室)の項第5項中「柏市情報公開審査会及び柏市個人情報保護審議会」を「柏市情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則(平成27年規則第91号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領

制定 平成17年 9月30日

施行 平成17年 9月30日

改正 平成28年 4月 1日

[題名改正]

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（平成16年柏市規則第53号。以下「規則」という。）第10条の規定により、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の取下げ)

第2条 審議会は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号の規定による諮問について審査庁から書面による諮問の取下げがあった場合は、審査庁が柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第19条第3項又は柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第47条第3項の規定による通知を行う前であるときを除き、当該取下げがあった旨を条例第8条第4項に規定する審査関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に書面により通知するものとする。

2 前項の規定は、条例第2条第6号の規定による諮問について準用する。この場合において、「柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第19条第3項又は柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第47条第3項の規定による通知」とあるのは「行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第43条第3項の規定による通知」と、「条例第8条第4項に規定する審査関係人」とあるのは「行審法第74条に規定する審査関係人」と読み替えるものとする。

(部会)

第3条 条例第6条第1項の規定により部会を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会が必要と認めるときとする。

- (1) 調査審議又は建議に係る事件が相当数あり、すべての事件の調査審議を終了するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合
- (2) 調査審議又は建議に係る事件につき、特定の事項を個別かつ具体的に検討する必要がある場合
- (3) その他部会に調査審議をさせることが適当と認められる場合

2 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(合議体)

第4条 条例第6条の2第1項の規定により合議体を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会が必要と認めるときとする。

- (1) 公正かつ迅速に調査審議を行うため、合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合
- (2) その他合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合

2 審査長は、合議体における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(諮問の要否)

第5条 行審法第81条第1項の規定により審議会の権限に属させられた行審法第43条第1項第5号に規定する諮問を要しないものと認める場合については、答申の集積を通して定型化、類型化できると認められる都度会長が審議会に諮って定めるものとする。

(反論書等)

第6条 審議会(条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この条、第7条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条から第14条までにおいて同じ。)は、審査請求人から弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)の提出があつたときは、参加人及び処分庁等にその副本を送付するものとする。

2 審議会は、参加人から審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面(以下「意見記載書面」という。)の提出があつたときは、審査請求人及び処分庁等にその副本を送付するものとする。

(調査等)

第7条 条例第8条第3項の規定により処分庁等に公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、若しくは整理した資料を作成し、及び提出するよう求めること又は同条第4項の規定により審査関係人に意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることについては、第13条第6号に掲げる事項を除き、その都度会長(条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会長。第10条、第11条第2項、第13条(第1号、第3号及び第14号を除く。))並びに第14条において同じ。)が審議会に諮って定めるものとする。

2 行審法第81条第3項において準用する行審法第74条の規定により審査請求人、参加人又は行審法第43条第1項の規定により審議会に諮問をした審査庁に主張書面若しくは資料の提供を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述若しくは鑑定を求めることその他必要な調査をすること又は行審法第77条の規定による委員の指名については、その都度会長(条例第6条の2第1項の規定により合議体に調査審議させる場合にあつては、審査長。次条、第11条第2項、第13条(第2号、第3号及び第15号を除く。))並びに第14条において同じ。)が審議会(条例第6条の2第1項の規定により合議体に調査審議させる場合にあつては、合議体。次条、第11条第2項及び第12条から第14条までにおいて同じ。)に諮って定めるものとする。

(手数料の減免)

第8条 行審法第81条第3項において読み替えて準用する行審法第78条第5項の規定により手数料を減額し、又は免除することについては、その都度会長が審議会に諮って決定するものとする。

(答申内容の公表)

第9条 条例第12条及び行審法第81条第3項において準用する行審法第79条の規定による答申の内容の公表は、当該答申書の内容を記したものを柏市行政資料室要領（平成12年9月29日制定）第1条第1項の規定により設置された行政資料室に備え付けるとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供することにより行うものとする。

（意見の聴取等）

第10条 条例第13条の規定により専門的事項に関し、学識経験者その他相当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことについては、その都度会長が審議会に諮って定めるものとする。

（会議の公開）

第11条 条例第14条の規定による会議の公開は、柏市附属機関等会議公開等要領（平成12年9月29日制定。以下「会議公開要領」という。）に基づき行うものとする。
2 前項の場合において、会議公開要領の規定を適用するときは、会議公開要領中「附属機関等の長」とあるのは「会長」と、「附属機関等」とあるのは「審議会」と読み替えるものとする。

（会議録の作成等）

第12条 審議会は、会議公開要領に基づき、会議録を作成し、公表するものとする。

（会長の専決事項）

第13条 会長は、次に掲げる事項を専決（条例、規則及びこの要領に定める範囲内で、常時審議会に代わって決裁することをいう。）により処理することができる。

- (1) 第2条第1項の規定による諮問の取下げの通知
- (2) 第2条第2項において準用する同条第1項の規定による諮問の取下げの通知
- (3) 規則第3条第1項の規定による事件の併合又は分離及び同条第2項の規定による通知
- (4) 第6条第1項の規定による反論書の副本の送付及び同条第2項の規定による意見記載書面の副本の送付
- (5) 条例第8条第1項の規定による公文書又は保有個人情報の提示の求め
- (6) 条例第8条第4項の規定による処分庁等への意見聴取
- (7) 条例第9条第1項の規定による意見陳述の機会の付与、同条第2項前段の規定による意見陳述の日時及び場所の指定、同条同項後段の規定による質問の承認、同条第3項の規定による補佐人帯同の承認及び同条第4項の規定による陳述の制限
- (8) 行審法第81条第3項において準用する行審法第75条第1項の規定による意見陳述の機会の付与、同条第2項の規定による補佐人帯同の許可
- (9) 規則第8条の規定による退場を命じる等適当な措置を執ること
- (10) 条例第10条の規定による意見書又は資料の提出期間の指定
- (11) 行審法第81条第3項において準用する行審法第76条の規定による主張書面又は資料の提出期間の指定
- (12) 条例第11条第1項の規定による提出書類等の閲覧若しくは交付の求めに対する可否の決定、同条第2項の規定による提出書類等の提出人への意見聴取の要否の決定又は同条第3項の規定による閲覧の日時及び場所の指定並びに同項後段の規定による

写しでの閲覧の決定

- (13) 行審法第81条第3項において準用する行審法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の閲覧若しくは交付の求めに対する可否の決定、同条第2項の規定による主張書面若しくは資料の提出人への意見聴取の要否の決定又は同条第3項の規定による閲覧の日時及び場所の指定
- (14) 条例第12条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表
- (15) 行審法第81条第3項において準用する行審法第79条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表
- (16) 第12条の規定による会議録の作成及び公表
(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年9月30日から施行する。
(柏市情報公開審査会運営要領の廃止)
- 2 柏市情報公開審査会運営要領(平成12年11月29日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

○柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務処理基準

制定 平成17年 9月30日

施行 平成17年 9月30日

改正 平成28年 4月 1日

[題名改正]

I 柏市情報公開条例又は柏市個人情報保護条例の規定により諮問があった事件の場合

1 事務処理の概要

(1) 審査庁は、審議会に諮問をするに当たり、行政不服審査法（以下「法」という。）、柏市情報公開条例、柏市個人情報保護条例等に基づき、次の事務を行う。

ア 処分庁等への弁明書の提出の求め

イ 審議会への諮問（弁明書の写しを添付）

ウ 弁明書（副本）の審査請求人等への送付。併せて、審議会に諮問をした旨の通知

エ ウの通知の際、併せて、反論書・意見記載書面を提出する場合は、審議会に提出（提出部数は、正本及び関係者への必要送付部数）するよう期間を定めての通知

(2) 審査庁から審査請求に係る諮問があったときの審議会（事務局）における事務処理の概要は、おおむね次のとおり。

ア 諮問の受付

イ 反論書・意見記載書面の受領及び関係者への送付

ウ 必要に応じ、公文書、保有個人情報等の提示の求め

エ 必要に応じ、ヴォーンインデックスの作成の求め

オ 口頭意見陳述（特に全員招集の求め）及び補佐人帯同の希望の確認

カ 求めに応じ、口頭意見陳述の実施

キ 意見書等の提出希望の確認

ク 必要に応じ、参考人への意見陳述等の依頼

ケ 調査審議

コ 必要に応じ、審理手続の併合又は分離

サ 求めに応じ、提出資料等の閲覧又は交付

シ 電磁的記録の表示方法

ス 答申書の作成及び審査庁への答申

セ 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

2 諮問の受付

審査庁から、審査請求に係る諮問があったときは、次の事項を確認し、諮問書に收受印を押印するものとする。

(1) 諮問書の記載内容

ア 審査請求に係る処分 [不作為の場合は、審査請求に係る不作為]

イ 諮問の理由

ウ 参加人等の有無

エ その他（審査庁担当課及び担当者名等）

(2) 添付書類

- ア 審査請求書の写し
- イ 処分庁等の弁明書（写し）
- ウ 審査請求に至る経過説明書
- エ 公文書開示請求書等の写し
- オ 開示請求等に対する決定通知書の写し [不作為の場合を除く。]
- カ その他の書類

(ア) 審査請求人等への審議会に諮問をした旨の通知

(イ) (ア) の通知の際、併せて、反論書・意見書を提出する場合は、審議会に提出するよう期間を定めての通知

(ウ) 審査請求の対象となった公文書、保有個人情報等

3 反論書・意見記載書面の受領及び関係者への送付

審査請求人から弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）の提出があったときは参加人及び処分庁等に、参加人から審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見記載書面」という。）の提出があったときは審査請求人及び処分庁等にその副本を送付するものとする（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領（以下「要領」という。）第6条）。これらの送付は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第4号）。

4 公文書、保有個人情報等の提示の求め [必要に応じて]

諮問書に審査請求の対象となった公文書、保有個人情報等が添付されていない場合には、原則として、処分庁等に対し、当該公文書、保有個人情報等の提示を求めるものとする（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項）。この求めは、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第5号）。

なお、公文書、保有個人情報等は、法令で第三者への提供が禁止されているもの、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものなど、その情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものがある。そのため、公文書、保有個人情報等の提示の求めをするに当たっては、その必要性を慎重に判断することが求められるものである（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（以下「規則」という。）第4条）。

5 ヴォーンインデックスの作成の求め [必要に応じて]

ヴォーンインデックスは、対象公文書等が大量で内容が複雑な場合に審議検討を容易にするための資料であるため、必要に応じて作成を求めるものである（条例第8条第3項）。この求めは、審議会（部会）の議決が必要である（要領第7条第1項）。

6 口頭意見陳述（特に全員招集の求め）及び補佐人帯同の希望の確認

(1) 口頭意見陳述の希望確認

条例第9条第1項では、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるため、書面主義の例外として、口頭での意見陳述の機会を申し出る権利を与えている。しかし、審議会（部会）での審議を適正に行うため、多くの場合、口頭での意見陳述が必要と考えられることから、その意思を審議会側から確認をするものである。口頭意見陳述の申出は、書面による（規則第5条）。

また、充実した審理とするため、申出の際に特に求めがあった場合は、期日及び場所を指定し、全ての審査関係人（審査請求人、参加人又は処分庁等をいう。以下Iにおいて同じ。）を招集してさせることができる（条例第9条第2項）。この場合において、申出人は、審議会（部会）の承認を得て、処分庁等への質問を発することができる（条例第9条第2項）。審議会（部会）は、円滑な審理を図るため、申出人に対し、処分庁等への質問の有無及び質問の要旨を確認し、当該質問の要旨を処分庁等に口頭意見陳述前に通知するものとする。ただし、この事前確認は、申出人の処分庁等への質問する権利を制限するものではない。

なお、これらの手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第7号）。

(2) 補佐人帯同の希望確認

条例第9条第3項では、審議会（部会）の承認を得て補佐人とともに出頭することができることとされていることから、意見陳述の希望の有無と併せ、補佐人帯同の希望の有無も併せて確認をするものである。申出人は、その旨並びに補佐人の氏名及び住所を書面により申し出なければならず、審議会（部会）が承認した補佐人を変更しようとするときも、同様とする（規則第6条）。これらの手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第7号）。

7 口頭意見陳述の実施 [求めに応じて]

(1) 口頭意見陳述

上記6の手続において、申出のあった審査請求人又は参加人（帯同を承認された補佐人を含む。）の出席（特に求めのあった場合は、全ての審査関係人を招集）のもと実施する。全ての審査関係人を招集して実施した場合において、申出人以外の審査請求人又は参加人は、申出人のように口頭意見陳述や処分庁等への質問を発する権利が付与されるものではない（条例第9条第2項）。

また、審議会（部会）は、申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるほか、意見の陳述に係る議事の秩序を維持するため、意見の陳述に係る議事を妨害し、又はその秩序を乱す者に対して退場を命じる等適当な措置を執ることができる（条例第9条第4項及び規則第8条）。これらの制限又は適当な措置を執ることについては、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第7号及び第9号）。

(2) 処分庁等への意見聴取

必要に応じ、(1)の口頭意見陳述の前後に、処分庁等に対する意見聴取を行う（条例第8条第4項）。この手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第6号）。

8 意見書等の提出希望の確認

条例第10条では、審査関係人に主張する機会を十分に与えるため、意見書等を提出する権利を与えている。審議会（部会）としては、審議を計画的に行う必要があるため、その意思を審議会側から確認をするものである。この手続は、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第10号）。

9 参考人への意見陳述等の依頼 [必要に応じて]

事案の内容によっては、審査請求人等以外の第三者から意見を聴くこと、書類等の提出を求めることなどが、適正な審議に必要な場合がある（条例第8条第4項）。これらの手続は、必要に応じて行うものであり、その求める相手方、内容等については、審議会（部会）の議決により決定するものである（要領第7条第1項）。

1.0 調査審議

審議会（部会）での審議は、提出された書類等、意見陳述の内容等に基づいて行う。事務局は、各々の主張をまとめた文書を作成するとともに、類似事件に関する判例、国又は他の地方公共団体における答申例等の資料を用意し、審議の効率化、円滑化を図るものとする。

1.1 審理手続の併合又は分離〔必要に応じて〕

審議会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を書面により通知するものとする（規則第3条）。これらの手続は、会長の専決事項とされている（要領第13条第3号）。

1.2 提出資料等の閲覧又は交付〔求めに応じて〕

弁明書、反論書及び意見記載書面は、法及び要領に基づき審査関係人にその副本を送付することとしているが、ヴォーンインデックス、審査関係人から提出された意見書等及び第三者から取得した資料等（条例第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定により審議会（部会）に提出された書類等）については、審査関係人は、審査請求に係る調査審議が終結するまでの間、審議会（部会）に対し、閲覧又は交付を書面により求めることができる（条例第11条第1項及び規則第9条第1項）。この求めの可否の決定については、会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第12号）。

なお、交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない（条例第11条第4項）。《参考：柏市行政不服審査法等手数料条例》

1.3 電磁的記録の表示方法

条例第11条第1項前段に規定する審議会が別に定める方法については、柏市情報公開条例施行規則で定める電磁的記録の閲覧方法の例による。

1.4 答申書の作成及び審査庁への答申

審議会（部会）における答申の方向性の検討・整理がおおむねまとまった時点で、その結果に基づき、事務局で答申案を作成する。審議会（部会）は、答申案を基に答申内容を検討し、確定する。

答申内容が確定したときは、答申書を作成し、速やかに審査庁への答申を行うものとする。

1.5 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

審議会は、答申をしたときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申書の内容を記したものを行政資料室に備え付けて公表するものとする（条例第12条及び要領第9条）。これらの手続は、会長の専決事項とされている（要領第13条第14号）。

II 行政不服審査法第43条第1項の規定により諮問があった事件の場合

1 事務処理の概要

- (1) 審査庁は、審議会に諮問をするに当たり、法等に基づき、次の事務を行う。
- ア 諮問の要否の検討（法第43条第1項各号のいずれかに該当するか。）
 - イ 審議会への諮問（審理員意見書及び事件記録の写しを添付）
 - ウ 審査請求人、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人）に対する諮問をした旨の通知及び審理員意見書の送付
- (2) 審査庁から審査請求に係る諮問があつたときの審議会（事務局）における事務処理の概要は、おおむね次のとおりである。
- ア 諮問の受付
 - イ 口頭意見陳述及び補佐人帯同の希望の確認
 - ウ 求めに応じ、口頭意見陳述の実施
 - エ 主張書面等の提出希望の確認
 - オ 必要に応じ、主張書面等の提出、事実の陳述又は鑑定のためその他必要な調査
 - カ 必要と認めるとき、調査委員の指名
 - キ 調査審議
 - ク 必要に応じ、審理手続の併合又は分離
 - ケ 求めに応じ、主張書面等の閲覧又は交付
 - コ 電磁的記録の表示方法
 - サ 答申書の作成及び審査庁への答申
 - シ 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

2 諮問の受付

審査庁から、審査請求に係る諮問があつたときは、次の事項を確認し、諮問書に収受印を押印するものとする。

(1) 諮問書の記載内容

- ア 審査請求に係る処分〔不作為の場合は、審査請求に係る不作為〕
- イ 諮問の理由
- ウ 参加人等の有無
- エ その他（審査庁担当課及び担当者名等）

(2) 添付書類

- ア 審理員意見書の内容等を踏まえた裁決の考え方（方向性及びその理由等）
- イ 審理員意見書
- ウ 事件記録（次に掲げるもの）の写し
 - (ア) 審査請求書【正本】
 - (イ) 弁明書【正本】
 - (ウ) 審査請求録取書
 - (エ) 法第29条第4項各号に掲げる書面
 - a 行政手続法第24条第1項調書及び同条第3項の報告書
 - b 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書

(オ) 反論書【正本】

(カ) 意見書【正本】

(キ) 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取，法第34条の陳述若しくは鑑定，法第35条第1項の検証，法第36条の規定による質問又は法第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取の記録

(ク) 法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

(ケ) 法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

3 口頭意見陳述及び補佐人帯同の希望の確認

(1) 口頭意見陳述の希望確認

法第81条第3項において準用する法第75条第1項では，審査関係人（審査請求人，参加人又は諮問をした審査庁をいう。以下Ⅱにおいて同じ。）に主張する機会を与えるため，口頭での意見陳述の機会を申し立てる権利を与えている。そこで，審議会（合議体）での審議を計画的に行う必要があるため，口頭での意見陳述を希望するか，その意思を審議会側から確認をするものである。希望する場合は，書面により申し立てるよう求めるものとする。意見陳述の機会の付与については，会長（審査長）の専決事項とされている（要領第13条第8号）。

(2) 補佐人帯同の希望確認

法第81条第3項において準用する法第75条第2項では，審査請求人又は参加人は審議会（合議体）の承認を得て補佐人とともに出頭することができることとされていることから，意見陳述の希望の有無と併せ，補佐人帯同の希望の有無も併せて確認をするものである。補佐人帯同の許可は，会長（部会長）の専決事項とされている（要領第13条第8号）。

4 口頭意見陳述の実施〔求めに応じて〕

上記4の手續において，申立てのあった審査関係人（帯同を許可された補佐人を含む。）の出席のもと実施する。

5 主張書面等の提出希望の確認

法第81条第3項において準用する法第76条では，審査関係人に主張する機会を与えるため，主張書面又は資料を提出する権利を与えている。審議会（合議体）としては，審議を計画的に行う必要があるため，提出期限を定め，主張書面又は資料を提出するか，その意思を審議会側から確認をするものである。この手續は，会長（審査長）の専決事項とされている（要領第13条第11号）。

6 主張書面等の提出，事実の陳述又は鑑定の求めその他必要な調査〔必要に応じて〕

法第81条第3項において準用する法第74条では，審査関係人に主張書面又は資料の提出を求めること，適当と認める者にその知っている事実又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができることとされている。これらの調査は，審議会（合議体）が必要と認める場合に行うものであり，その求める相手方，内容等については，審議会（合議体）の議決により決定するものである（要領第7条第2項）。

7 調査委員の指名〔必要と認めるとき〕

調査審議の効率性や迅速性を確保するためには，特定の委員に上記5の意見の陳述を

聴かせ、上記6の必要な調査を行わせた上で、その結果を基にして審議会（合議体）で調査審議を行うことが適切な場合がある。このため、審議会（合議体）が必要があると認めるときは、審議会（合議体）の指名する委員にこれらの調査手続を行わせることができることとしている（＜準用＞法第77条）。この委員の指名については、審議会（合議体）の議決により決定するものである（要領第7条第2項）。

8 調査審議

審議会（合議体）での審議は、提出された書類等、意見陳述の内容等に基づいて行う。事務局は、各々の主張をまとめた文書を作成するとともに、類似事件に関する判例、国又は他の地方公共団体における答申例等の資料を用意し、審議の効率化、円滑化を図るものとする。

9 審理手続の併合又は分離〔必要に応じて〕

審議会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を書面により通知するものとする（規則第3条）。これらの手続は、会長の専決事項とされている要領第13条第3号）。

10 主張書面等の閲覧又は交付〔求めに応じて〕

審査関係人から提出された主張書面又は資料について、審査関係人は、答申が行われるまでの間、審議会（合議体）に対し、閲覧又は交付を求めることができる（＜準用＞法第78条第1項）。閲覧又は交付の求めは書面によることとする。この求めに対する可否の決定については、会長（審査長）の専決事項とされている（要領第13条第13号）。

なお、交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない（＜準用＞法第78条第4項）。《参考：柏市行政不服審査法等手数料条例》

11 電磁的記録の表示方法

＜準用＞法第78条第1項前段に規定する行政不服審査会（審議会）が別に定める方法については、柏市情報公開条例施行規則で定める電磁的記録の閲覧方法の例による。

12 答申書の作成及び審査庁への答申

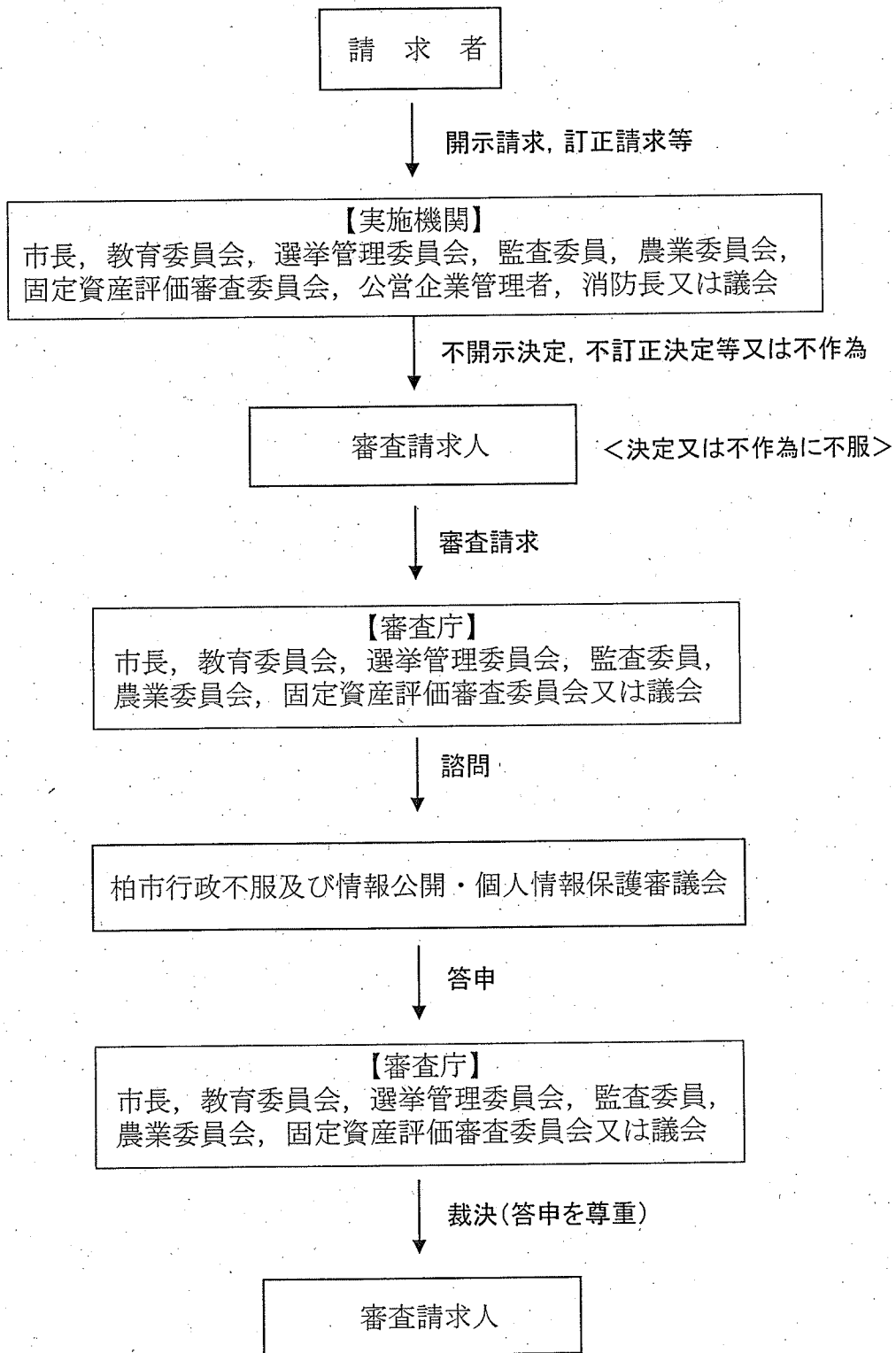
審議会（合議体）における答申の方向性の検討・整理がおおむねねまとまった時点で、その結果に基づき、事務局で答申案を作成する。審議会（合議体）は、答申案を基に答申内容を検討し、確定する。

答申内容が確定したときは、答申書を作成し、速やかに審査庁への答申を行うものとする。

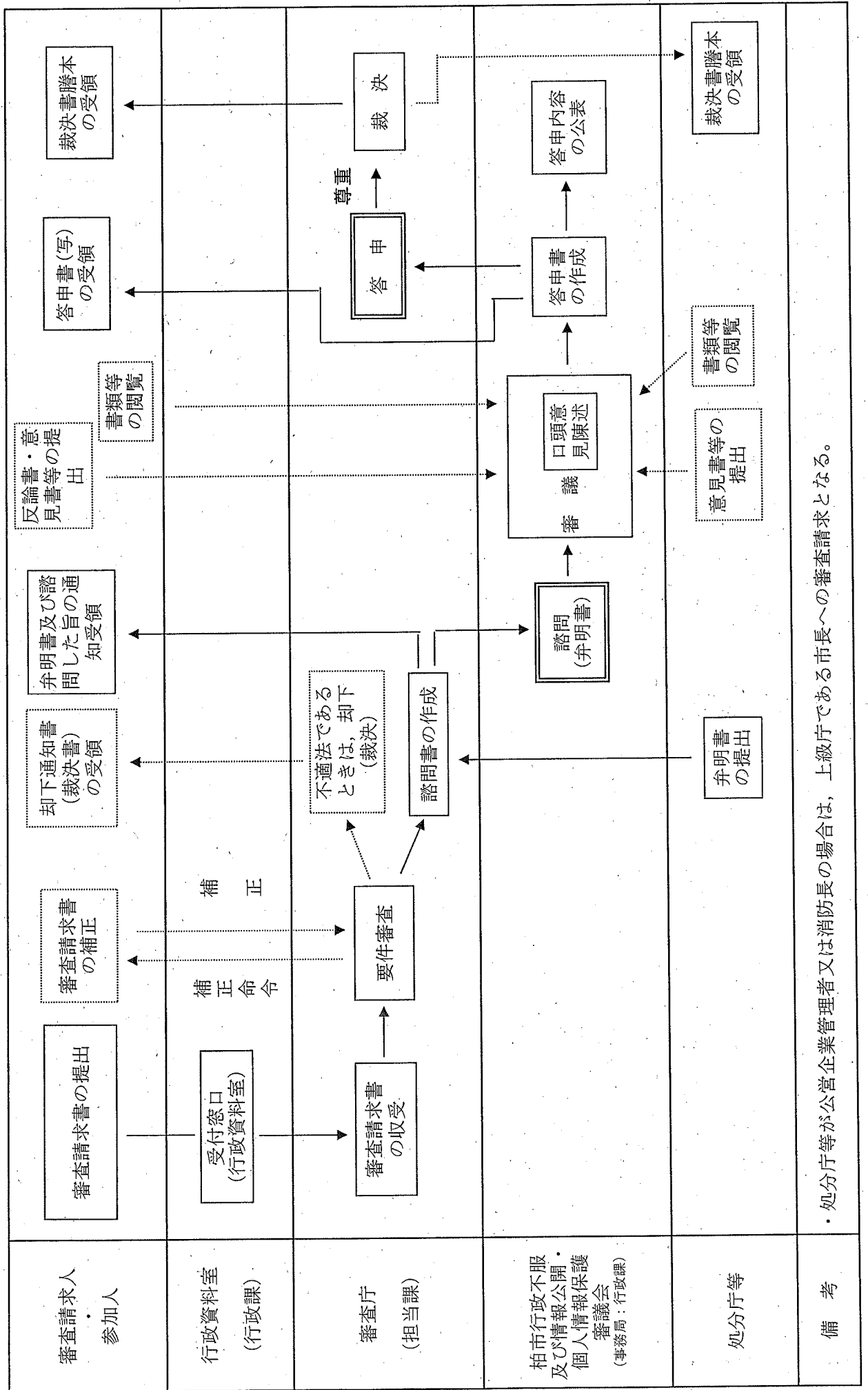
13 審査請求人等への答申書の写しの送付及び答申の内容の公表

審議会は、答申をしたときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申書の内容を記したものを行政資料室に備え付けて公表するものとする（＜準用＞法第79条及び要領第9条）。これらの手続は、会長の専決事項とされている（要領第13条第15号）。

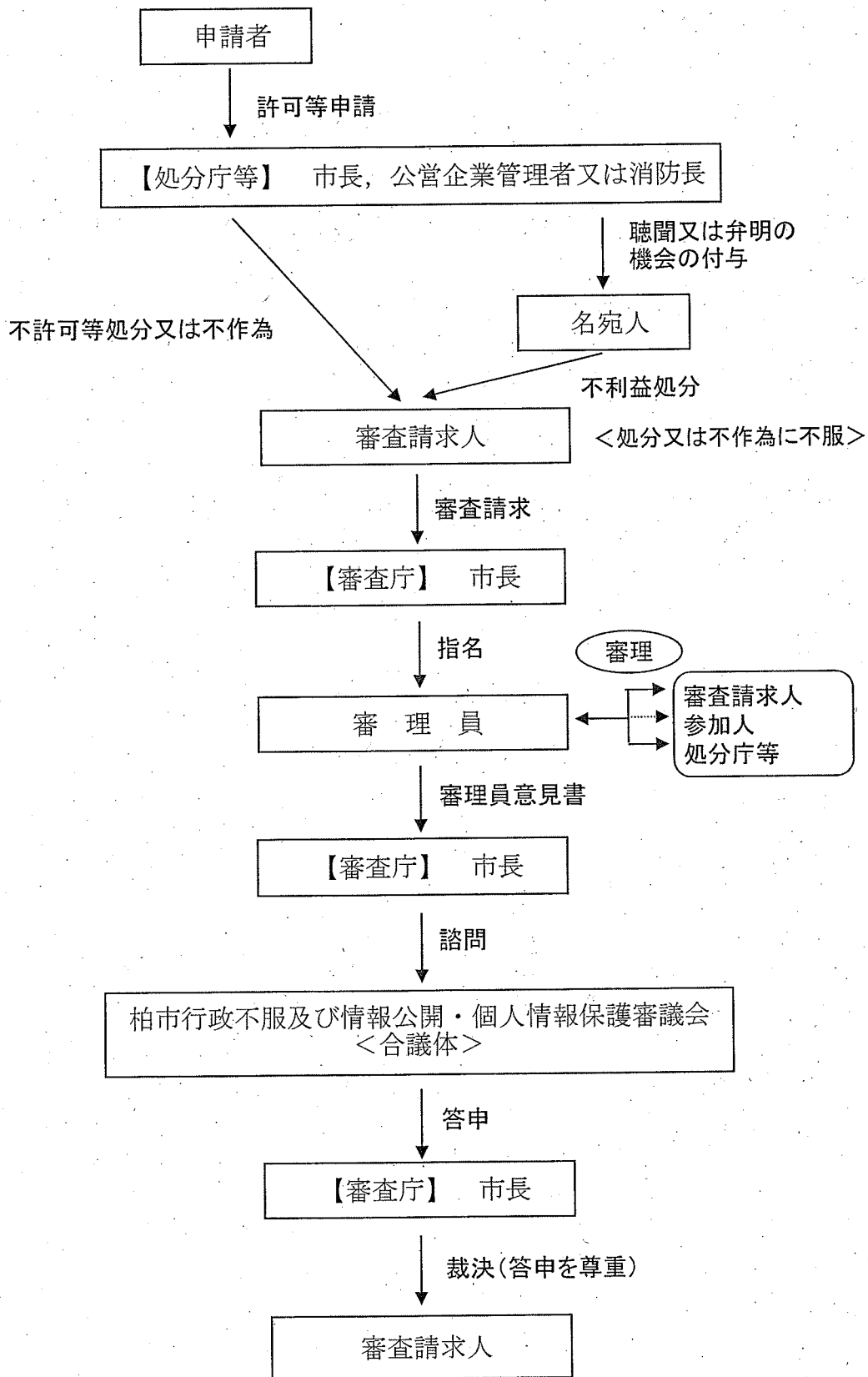
柏市情報公開条例又は柏市個人情報保護条例の規定による審査請求があった場合の事務の流れ①



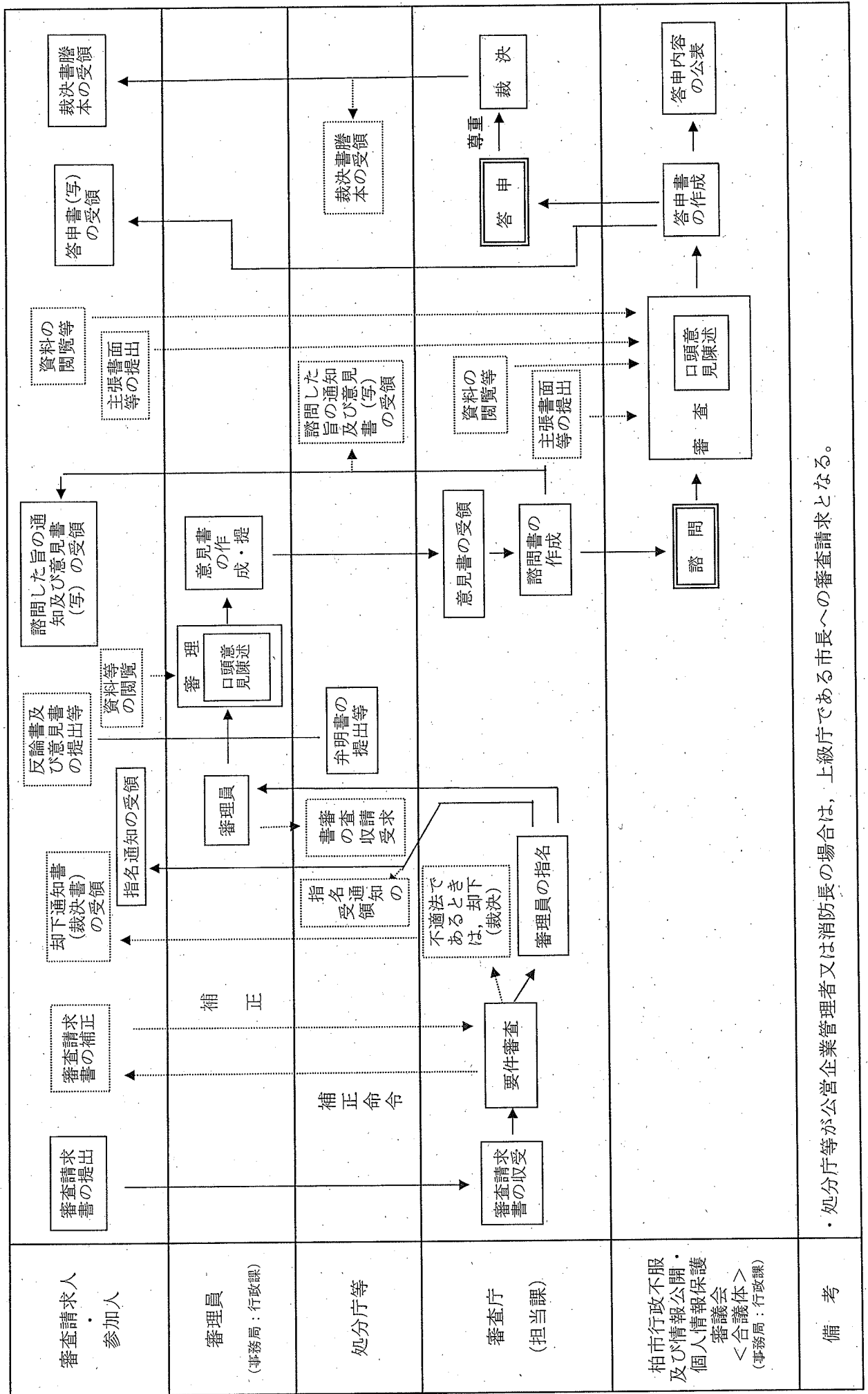
柏市情報公開条例又は柏市個人情報保護条例の規定による審査請求があった場合の事務の流れ②



行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に係る審査請求があった場合の事務の流れ①



行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に係る審査請求があった場合の事務の流れ②



・ 処分庁等が公営企業管理者又は消防長の場合は、上級庁である市長への審査請求となる。

審議会様式例

— 目次 —

様式第1号	口頭意見陳述・補佐人帯同申出書……………	5 0
様式第2号	口頭意見陳述申立書（兼）補佐人帯同許可申請書……………	5 1
様式第3号	口頭意見陳述の実施（等）について（通知）……………	5 2
様式第4号	口頭意見陳述の実施について（通知）……………	5 3
様式第5号	口頭意見陳述の実施（等）について（通知）……………	5 4
様式第6号	口頭意見陳述の実施について（通知）……………	5 5
様式第7号	口頭意見陳述の実施について（通知）……………	5 6
様式第8号	補佐人変更承認申出書……………	5 7
様式第9号	補佐人の変更について（通知）……………	5 8
様式第10号	提出書類等閲覧等請求書……………	5 9
様式第11号	提出書類等閲覧等請求書……………	6 0
様式第12号	提出書類等の閲覧等の求めについて（通知）……………	6 1
様式第13号	提出書類等の閲覧等について（照会）……………	6 2
様式第14号	提出書類等の閲覧等について（照会）……………	6 3
様式第15号	提出書類等の閲覧等について（回答）……………	6 4
様式第16号	諮問の取下げについて（通知）……………	6 5
様式第17号	審査手続の併合について（通知）……………	6 6
様式第18号	審査手続の分離について（通知）……………	6 7

様式第 1 号

口頭意見陳述・補佐人帯同申出書

令和 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

申出者

<input type="checkbox"/> 審査請求人 ・ <input type="checkbox"/> 参加人
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項本文の規定により，次のとおり審査請求に係る諮問事件について，口頭による意見陳述を申し出ます。

諮 問 年 月 日	
審 査 庁 名	
諮 問 事 件 名	
条例第 9 条第 2 項前段 に 規 定 す る 求 め	<input type="checkbox"/> 求める ・ <input type="checkbox"/> 求めない

【※補佐人の帯同を希望する場合は，次により申し出てください。】

条例第 9 条第 3 項の規定による補佐人帯同の承認を得たいので，柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第 6 条前段の規定により，次のとおり申し出ます。

補佐人帯同を必要とする理由	補佐人の氏名及び住所

口頭意見陳述申立書（兼）補佐人帯同許可申請書

令和 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

申立者（兼）申請者

<input type="checkbox"/> 審査請求人・ <input type="checkbox"/> 参加人・ <input type="checkbox"/> 審査庁
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定により、次のとおり審査請求に係る諮問事件について、口頭による意見陳述を申し立てます。

諮問年月日	
審査庁名	
諮問事件名	

【※補佐人の帯同を希望する場合は、次により申請してください。】

法第81条第3項において準用する法第75条第2項の規定による補佐人帯同の許可を得たので、次のとおり申請します。

補佐人帯同を必要とする理由	補佐人の氏名及び住所

(申出人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施(等)について(通知)

年 月 日付けで申出のありました口頭による意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席してください。

また、当該口頭意見陳述における補佐人帯同の申出については、次のとおり承認する(承認しない)こととしたので、併せて通知します。

- 1 諮問事件名(諮問年月日)
- 2 開催日時及び場所
- 3 帯同を許可する補佐人
- 4 帯同を許可しない補佐人及び許可しない理由

問い合わせ先

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)

電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施について (通知)

からの口頭意見陳述申出において柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第9条第2項前段に規定する求めがありました。よって、当該口頭意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席されるよう通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 開催日時及び場所

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

(申立人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施(等)について(通知)

年 月 日付けで申立てのありました口頭による意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席してください。

また、当該口頭意見陳述における補佐人帯同の申請については、次のとおり許可する(許可しない)こととしたので、併せて通知します。

- 1 諮問事件名(諮問年月日)
- 2 開催日時及び場所
- 3 帯同を許可する補佐人
- 4 帯同を許可しない補佐人及び許可しない理由

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施について (通知)

から口頭意見陳述の申立てがありました。よって、当該口頭意見陳述については、次のとおり実施することとしましたので、出席されるよう通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 開催日時及び場所

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 {〇〇, 〇〇}

注 口頭による意見陳述への出席に当たっては、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。

(申出人・申立人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

口頭意見陳述の実施について (通知)

年 月 日付けで申出(申立て)のありました口頭による意見陳述については、
次の理由により実施しないこととしましたので、通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 理由

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

補佐人変更承認申出書

令和 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

申出者

<input type="checkbox"/> 審査請求人 ・ <input type="checkbox"/> 参加人
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

年 月 日付け柏行審第 号をもって帯同の承認を得た補佐人について変更したいので、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第6条後段の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 変更前の補佐人の氏名及び住所
- 2 変更後の補佐人の氏名及び住所
- 3 補佐人を変更する理由

(申出人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

補佐人の変更について (通知)

年 月 日付けでありました補佐人変更の申出については、次のとおり承認する (承認しない) こととしたので、通知します。

- 1 変更を承認する補佐人
- 2 変更を承認しない補佐人及び承認しない理由

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

提出書類等閲覧等請求書

令和 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

請求者

<input type="checkbox"/> 審査請求人 ・ <input type="checkbox"/> 参加人 ・ <input type="checkbox"/> 処分庁等
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「条例」という。）第11条第1項前段の規定により，次のとおり提出書類等の〔 閲覧 ・ 交付〕を求めます。

- 1 諮問事件名（諮問年月日）
- 2 閲覧を求める提出書類等
- 3 写し等の交付を求める提出書類等 〔 郵送を希望 〕

〔※手数料の減免を希望する場合は，次により申請してください。〕

条例第11条第4項に規定する手数料の減免を受けたいので，同条第6項において例によるとする柏市行政不服審査法等手数料条例第4条第2項の規定により，次のとおり申請します。

- 1 理由
- 2 添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）

提出書類等閲覧等請求書

令和 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

請求者

<input type="checkbox"/> 審査請求人 ・ <input type="checkbox"/> 参加人 ・ <input type="checkbox"/> 審査庁
住所(居所)
氏名(名称)
電話番号[担当者名]

行政不服審査法（以下「法」という。）第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項前段の規定により，次のとおり提出書類等の [閲覧 ・ 交付] を求めます。

- 1 諮問事件名（諮問年月日）
- 2 閲覧を求める提出書類等
- 3 写し等の交付を求める提出書類等 [郵送を希望]

[※手数料の減免を希望する場合は，次により申請してください。]

法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 4 項に規定する手数料の減免を受けたいので，同条第 5 項の規定による柏市行政不服審査法等手数料条例第 4 条第 2 項の規定により，次のとおり申請します。

- 1 理由
- 2 添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）

(請求者) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

提出書類等の閲覧等の求めについて (通知)

年 月 日付けで求めのありました提出書類等の閲覧等の求めについては、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 閲覧について
- 2 写し等の交付について
- 3 閲覧等の日時及び場所について
- 4 写し等の交付手数料等について
- 5 手数料の減免について

問い合わせ先

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)

電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

- 注1 閲覧等の際は、この通知及び出席者の本人確認のための身分証明書等を持参してください。
- 2 3の日時及び場所で閲覧等(写し等の交付を郵送で希望する場合を除く。)をすることができない場合は、上記問い合わせ先に御連絡ください。
 - 3 4の手数料については現金又は定額小為替証書により、郵送料については切手により納付してください。

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

提出書類等の閲覧等について (照会)

あなた様から当審議会に提出された提出書類等について、〇〇〇〇から閲覧等の求めがありましたので、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第11条第2項本文の規定により、当該閲覧等を行うことについてのあなた様の意見を聴きたいので、別添回答書により、令和 年 月 日までに提出してください。

なお、閲覧等の求めに対する当審議会の判断が、あなた様の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

- 1 諮問事件名 (諮問年月日)
- 2 閲覧等の求めがあった提出書類等

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 {〇〇, 〇〇}

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

提出書類等の閲覧等について (照会)

あなた様から当審議会に提出された提出書類等について、〇〇〇〇から閲覧等の求めがありましたので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第2項本文の規定により、当該閲覧等を行うことについてのあなた様の意見を聴きたいので、別添回答書により、令和 年 月 日までに提出してください。

なお、閲覧等の求めに対する当審議会の判断が、あなた様の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

- 1 諮問事件名 (諮問年月日)
- 2 閲覧等の求めがあった提出書類等

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

提出書類等の閲覧等について（回答）

令和 年 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 宛

回答者

住所(居所)

氏名(名称)

電話番号[担当者名]

令和 年 月 日付け柏行審第 号で照会のあった提出書類等の閲覧等について、次のとおり回答します。

閲覧等の求めのあった提出書類等		
閲覧等による支障	<input type="checkbox"/> 無	<支障を生じる部分及び理由>
	<input type="checkbox"/> 有	
閲覧等の求めのあった提出書類等		
閲覧等による支障	<input type="checkbox"/> 無	<支障を生じる部分及び理由>
	<input type="checkbox"/> 有	
閲覧等の求めのあった提出書類等		
閲覧等による支障	<input type="checkbox"/> 無	<支障を生じる部分及び理由>
	<input type="checkbox"/> 有	

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

諮問の取下げについて (通知)

令和 年 月 日付けをもって、次のとおり諮問が取り下げられたので通知します。

1 諮問事件名 (諮問年月日)

2 諮問をした審査庁

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

審査手続の併合について (通知)

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり諮問に係る事件の手続を併合したので、同条第2項の規定により通知します。

【併合する諮問事件名 (諮問年月日)】

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

(審査関係人) 様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
(会長 ○ ○ ○ ○)

審査手続の分離について (通知)

令和 年 月 日付け柏行審第 号をもって通知した、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第3条第1項の規定により手続を併合した諮問事件について、次のとおり分離することとしたので、同条第2項の規定により通知します。

【分離する諮問事件名 (諮問年月日)】

問い合わせ先
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会事務局
(総務部行政課総務担当)
電話 04-7167-1112 [〇〇, 〇〇]

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
事務の手引（第3版）

平成20年4月 初版発行

平成28年4月 第2版発行

令和4年3月 第3版発行

編集 柏市総務部行政課

発行 柏市

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 (04) 7167-1111(代)

FAX (04) 7166-6026